

# 歴史的賃上げも40・50代は負担増で憂き目 ～可処分所得増は若年層に集中～

## <要旨>

2024年の春闘賃上げ率は1994年以来の5%超となり、反映が進む夏場以降には名目賃金の伸びの高まりと共に実質賃金のプラス転化が期待される。一方、2023年の可処分所得は雇用者報酬よりも低迷が際立っており、賃金上昇よりも税額等の伸びが高まるブラケットクリープの影響が窺われる。

ブラケットクリープの影響は、年齢別の差が大きい。2000年以降の年齢別可処分所得の推移によれば、40歳代以降で直接税・社会保険料負担率の上昇が若年層に比べて高く、とりわけ40・50歳代では他の年齢層に比べて、所得の伸びが低いにも関わらず直接税・社会保険料額共に伸びが高い。2024年の賃上げ率を反映した場合の年齢別の可処分所得を試算すると、高卒・大卒男性、大卒女性の40・50歳代で額面と可処分所得の伸びの格差が目立ち、大卒男性では可処分所得の増加額が40歳代で最も小さかった。歴史的賃上げが若年層の所得環境改善に資するとはいえ、40・50歳代の所得増が限定的となるなど年齢間で受けるメリット、マインドに与える影響には大きな差がある。

## 1. はじめに

2024年の春闘では定昇込み賃上げ率(連合第3回集計)が5.24%と、2023年の結果(3.58%)を大きく上回り、1994年以来30年ぶりとなる5%超となった。定昇を除く実質的な賃上げに相当するベア率も3.63%と前年(2.12%)から大きく拡大した。この結果には組合がある大企業の影響が大きい。春闘賃上げ率と所定内給与の伸びの相関は高く、賃上げが反映される夏場以降には名目賃金の伸び拡大と、それに伴う実質賃金のプラス転化が期待される。

一方で、可処分所得でみた伸びが賃上げ率に比べて低くとどまる可能性も指摘されている。所得税率が階段状の所得階層に沿って5%から45%まで引き上げられることから、賃上げで適用税率が変わると、賃上げ率よりも税額の伸びが大きくなるブラケットクリープ現象が生じる。各所得控除が定額であるため、所得控除後の課税ベースの拡大が賃上げ率よりも大きくなることも税額増に影響する。同様の理由から社会保険料についても、賃上げ率以上に伸びが高まるケースが生じる。

また、初任給引き上げを含め昨今の賃上げ率が若年層に手厚いのに対して、中高年層には必ずしも適用されないことがある。賃金カーブのフラット化が進みつつも中高年層は相対的に高所得であることから、税や社会保険料負担が重くなり、賃上げが可処分所得ベースの所得増につながりにくい面もある。

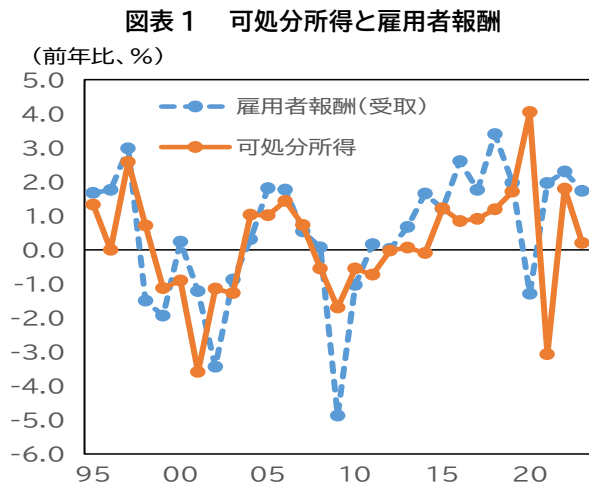
こうした問題意識の下、本稿では、まず過去の可処分所得の動向をSNAベース及び家計調査の世帯主年齢別に確認した上で、賃金構造基本統計調査の標準労働者(学卒後同一企業に継続勤務する者)の賃金カーブを用いて、2024年の賃上げ率を適用した可処分所得を試算し、ブラケットクリープによる年齢別の影響をみる。

## 2. 可処分所得の推移

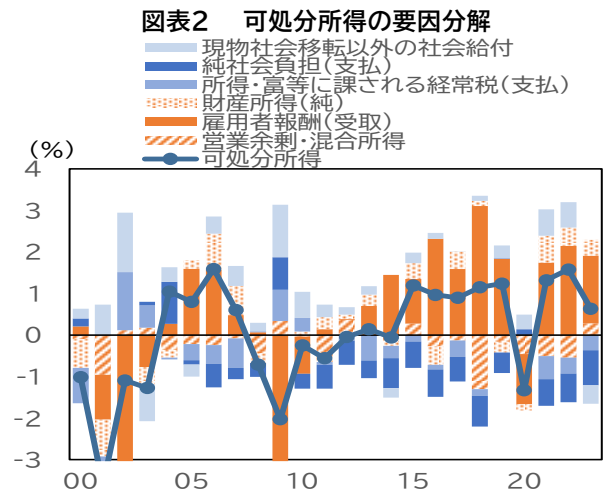
### (1) 可処分所得の伸びは雇用者報酬の伸びを下回る傾向

2023年の家計全体の可処分所得は名目ベースで前年比+0.2%とほぼ横ばいにとどまり、雇用者報酬(賃金×雇用者数)の伸び(同+1.7%)を大きく下回った(図表1)。2023年より前についても、2005年以降はリーマンショックやコロナ禍などの景気急変期を除き、概ね可処分所得の伸びが雇用者報酬の伸びを下回る状態が続いている。

2000年代の可処分所得の伸びを押し下げた主因は、2003～2017年まで毎年引き上げられた厚生年金保険料、及び2010～2012年に引き上げられた健康保険料などの純社会負担増である(図表2、3)。また、1999年に導入された定率減税が2007年に廃止されたことも、短期的に押し下げに寄与した。こうした税・社会保険制度変更の影響は足元で薄れているが、まだ残存している。



(資料)内閣府



(資料)内閣府

**図表3 近年の主な社会保険制度の変更**

	厚生年金保険料 (労使)	雇用保険保険料 (労)	健康保険料 (労使)	介護保険料 (労使)	子ども・子育て拠出金 (使のみ)
2003	率13.58%	率0.7%	率8.2%	率0.89%	率0.09%
2004				率1.11%	
2005		率0.8%		率1.25%	
2006				率1.23%	
2007		率0.6%			率0.13%
2008	毎年0.354%ずつ引き上げ			率1.13%	
2009		率0.4%	都道府県単位に	率1.19%	
2010		率0.6%	率9.34%	率1.5%	
2011			率9.5%	率1.51%	
2012		率0.5%	率10.0%	率1.55%	率0.15%
2013				率1.72%	
2014				率1.58%	
2015					
2016	率18.182%	率0.4%			率0.2%
2017	パート等加入義務化(従業員501人以上)	率0.3%		率1.65%	率0.23%
2018	率18.3%(以後固定)			率1.57%	率0.29%
2019				率1.73%	率0.34%
2020	標準報酬月額の上限引き上げ (62万円→64万円)			率1.79%	率0.36%
2021				率1.8%	
2022	パート等加入義務化(従業員101人以上)	率0.5%		率1.64%	
2023		率0.6%		率1.82%	
2024	パート等加入義務化(従業員51人以上)			率1.6%	

(注)健康保険・介護保険料は協会けんぽ(2009年以降の保険料率は都道府県平均値)。厚生年金・健康保険・介護保険料率は労使合わせた率(折半で拠出)。子ども・子育て拠出金は2015年に「児童手当拠出金」から名称変更。

パート等加入義務化は厚生年金・健康保険・介護保険対象。

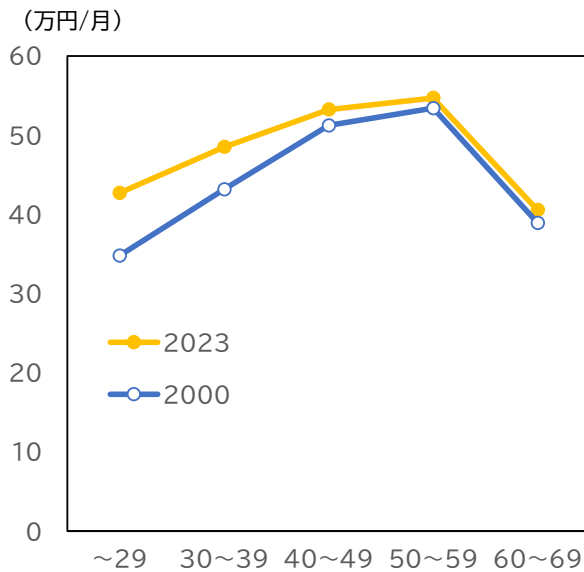
(資料)厚生労働省、全国健康保険協会、日本年金機構等

## (2) 世帯毎・年齢別の可処分所得動向

次に、家計調査(二人以上勤労世帯)を用いて、世帯毎・世帯主年齢別の可処分所得を確認すると、2000年から2023年にかけて、40・50・60歳代ではほぼ水準に変化がないのに対して、若年層では大幅に増加していた(図表4)。

若年層と40歳代以上の可処分所得の伸びの格差をもたらした要因は、社会保険料負担と所得の伸びにある。直接税・社会保険料の負担率(勤め先収入比)は、2000年から2023年にかけて40歳代以上で若年層に比べて上昇率が高く、内訳をみると、負担の面では2000年に導入された介護保険料(40～64歳納付)の影響などから、社会保険料の増加が40歳代以上の負担率を高めていた(図表5)。また収入の面では、30・40・50歳代の増加幅(図表5では逆符号)が小さかったことが負担率を高める要因となっている。個別にみると、20歳代は負担増が大きかったものの、勤め先収入の高い伸びによりある程度相殺されていた。また60歳代は負担増が年齢間で最も大きかったが、定年年齢の延長などにより2000年に比べて高所得の雇用者が増加したことなどから勤め先収入が増加しており、負担率の上昇は40・50歳代並みにとどまった。以上の結果、2000～2023年の可処分所得増加率は20・30歳代で2桁増を示したが、40歳以上の増加幅は1桁台前半にとどまるなど若年層と大きな差が生じた。

図表4 年齢別の可処分所得



(資料)総務省「家計調査」

図表5 2000～2023年負担率変化の寄与と可処分所得

	29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳
負担率変化(%PT)	2.6	2.1	3.9	3.5	3.9
負担率変化に対する寄与(%PT)					
直接税・社会保険料負担	5.0	3.2	4.9	4.6	5.5
直接税	2.1	0.9	1.4	1.0	0.6
社会保険料	3.0	2.3	3.5	3.6	5.0
勤め先収入(逆符号)	▲2.4	▲1.2	▲1.1	▲1.1	▲1.8
可処分所得(額)変化(%)	22.7	12.4	3.9	2.4	4.2

(資料)総務省「家計調査」

## 3. 2024年賃上げ率を適用した一人当たり可処分所得試算

### (1) 試算方法

2000年以降の40・50歳代の可処分所得の伸びの低迷は、足元の歴史的賃上げ率を適用しても変わらないのか。以下では、雇用者一人当たりの賃上げ後の年齢別の可処分所得を試算する。

試算のベースとなる賃金データとして、学卒後同一企業に継続勤務しているとの想定で作成さ

れている「賃金構造基本統計調査」の標準労働者の所定内給与及び賞与を用いる。連合集計の春闘賃上げ率(5.24%)はベアと定昇分を合わせた伸び率で、ベアが賃金カーブの上方シフトにつながるのに対して、定昇は賃金カーブの傾きを維持した状態で、カーブに沿って1年移動した効果(昇給)である。そのため、試算は以下の手順に従う。

第一に2024年賃上げ率のベア率(3.63%)を2023年標準労働者の各歳所定内給与額に乘じ、賞与も同様に2024年回答(1.45%)を乗じた上で2024年の各歳別年収(所定内給与\*12+賞与)を算出することで、ベア率を反映した2024年値を試算する。

第二に定昇については、各歳の2023年値と、プラス1歳進めた2024年ベア反映値との変化率を取ることで、ベア・定昇双方を反映した賃上げ率とみなすことができる。

第三に、2023年値、2024年ベア反映値(いずれも額面)を基に、税・社会保険料制度に変化がないとの前提で2023年、2024年の可処分所得を試算する。制度変更がないため、同一年齢の賃上げ率で額面と可処分所得とで差が生じれば、ブラケットクリーブの影響とみなすことが出来る。

なお、標準労働者データは学歴別のみである。男女計は集計されているが、定昇率は一般に男女で異なると想定されることから、ここでは学歴別(高卒及び大卒)、男女別に試算した。

## (2) 試算結果

試算の結果を図表6にまとめた。2024年賃上げ率を反映した額面年収の伸びの男女・高卒・大卒平均は6.2%と連合集計値(5.24%)よりも高く、連合集計企業と比べて標準労働者の賃金カーブがスティープであることが考えられる。

試算の限界はあるものの、注目される点は次の通りである。①可処分所得ベースの賃上げ率でも平均で5.6%と額面と比べた低下幅が0.6%PTにとどまっていた。つまりブラケットクリーブによる

図表6 2024年春闘賃上げ適用後の定昇込み賃上げ率(額面・可処分所得ベース)

		定昇込み賃上げ率(%)			定昇込み賃上げ額(万円)			
		額面	可処分所得	差(PT)	額面	可処分所得	差	
平均		6.2	5.6	▲0.6	32.0	21.8	▲10.2	
男	高卒	～29歳	9.9	9.6	▲0.3	31.0	23.8	▲7.2
		30～39	5.5	5.2	▲0.4	26.8	19.5	▲7.3
		40～49	5.6	4.8	▲0.8	34.2	22.4	▲11.7
		50～59	3.8	3.2	▲0.7	27.5	17.0	▲10.6
	大卒	～29歳	11.5	11.3	▲0.3	42.1	32.3	▲9.8
		30～39	6.7	6.1	▲0.6	38.5	26.7	▲11.8
		40～49	4.9	4.0	▲0.9	36.6	22.2	▲14.4
		50～59	4.6	3.9	▲0.7	40.9	25.2	▲15.6
女	高卒	～29歳	8.2	7.6	▲0.6	23.2	17.0	▲6.2
		30～39	5.2	5.1	▲0.1	19.7	15.3	▲4.3
		40～49	5.6	5.2	▲0.4	25.6	18.6	▲7.1
		50～59	3.6	3.2	▲0.4	19.3	13.4	▲6.0
	大卒	～29歳	10.4	10.1	▲0.3	36.1	27.6	▲8.5
		30～39	5.0	4.6	▲0.4	23.5	16.8	▲6.8
		40～49	5.7	4.9	▲0.8	33.7	22.2	▲11.5
		50～59	5.4	4.5	▲0.8	38.2	24.2	▲14.0

(試算前提)2023年標準労働者(学卒後同一企業に継続勤務する者)の各歳別所定内給与・賞与金額を基に、①賃上げは24年春闘のベア率及び一時金(年間金額)増加率が全年齢に適用される、②配偶者控除・扶養控除は想定せず、控除は基礎控除、社会保険料控除、給与所得控除、所得税額控除のみ、③健康保険料・介護保険料は協会けんぽの東京都、④住民税は東京都と仮定して、社会保険料(厚生年金・健康保険・介護保険・雇用保険)及び所得税(復興税含む)・住民税を試算。平均は正社員・正職員の学歴・年齢別労働者数により加重平均。

(資料)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、国税庁、東京都等

押し下げを考慮しても、賃上げが適用された労働者は物価上昇率を上回る所得増を実感できよう。

一方、②年齢別の可処分所得ベースの賃上げ率は、額面に比べて概ね40・50歳代で低下幅が大きくなっている。③年齢別の可処分所得ベース賃上げ額でも40・50歳代で減少幅が大きく、特に40歳代の大卒男性は、可処分所得増加額がどの年齢層よりも小さい。そもそも40・50歳代では額面の賃上げ率が若年層に比べて低い上に、②③の通り、ブラケットクリープ・適用税率等の違いにより2重にネガティブな影響が生じている可能性がある。2023年とベア適用後の2024年の年齢別所得税率はほぼ同じとなるため、ベアに加えて定昇も税率上昇に影響したと考えられる。また、厚生年金・健康保険料・介護保険料の算定で用いられる標準報酬月額所得幅が大きい段階が40・50歳代に適用されることも、ブラケットクリープの影響を大きくしている。

更に、④高卒女性を除き、29歳以下の可処分所得増加額が年齢別で最大であり、賃上げ率では10%前後の高い伸びとなっている。春闘では賃上げ率とともに初任給引き上げを決定する報道が相次いでおり、賃上げ適用によって29歳以下の所得環境は大きく改善することが見込まれる。

最後に、⑤若年層であっても可処分所得ベースの賃上げ額は額面に比べて10万円近く減少する。今年に限れば、6月から開始される定額減税で例えば1世帯片働き3人家族で12万円が適用されれば、可処分所得ベースの減少は概ね相殺される。しかし減税は1年限りである。昨今議論が進む子育て支援策の財源案である「子ども・子育て支援金」について、岸田総理は賃上げで実質的な負担を生じさせないと述べているものの、賃上げ自体に徴税強化に似た機能があることに鑑みると、支援金制度について国民の理解を得ることは難しいと考えられる。

以上のように、歴史的賃上げ率が反映されることで、ブラケットクリープの影響を考慮した可処分所得ベースでも、インフレ率を上回る賃金上昇が実現する可能性が高い一方、40・50歳代は税・社会保険料負担増で賃上げ効果が薄まる度合いが高い。そのため、年齢階層間で受けるメリット、ひいてはマインドに与える影響には大きな差がある。

(調査部 チーフエコノミスト 大和 香織)

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。